

第3回伊野町・吾北村・本川村合併協議会 議員定数等小委員会会議録

【日 時】 平成15年4月25日(金) 午前10時～午後0時5分

【場 所】 すこやかセンター伊野大会議室

【出席者】

小委員会委員

	伊野町	吾北村	本川村
議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖
議会	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅
	土居 豊栄	筒井 幹夫	中平由美子
学識経験者	西川かず子	細川 治雄	曾我部義晴

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳
土居内淳一	天野 里香	北川 博章
上田 太久	津野 加奈	

傍聴人 5人(うち報道関係者1人)

【 1 開会 午後 2 時】

事務局長：第 3 回議員定数等検討小委員会の開催を宣告。

【 2 委員長あいさつ】

委員長：開催のお礼を申し述べる。きわめて重要な会になるので、熱心にご協議いただき実のある会としていきたい旨、申し述べあいさつを終わる。

【 3 会議録署名委員の指名】

委員長：会議録署名委員の指名を行う。

吾北村 伊藤隆茂委員、本川村 川村茂委員を指名。

【 4 議 題】

委員長：本日の出席委員は、全員出席で、小委員会設置規程第 5 条第 2 項の規定により委員会が成立していることを宣言。

委員長：議題に移る。

4 月 9 日に開催された第 2 回小委員会では新町の議会の議員定数、任期、選挙区において様々な意見があった。合併特例を選択せずに設置選挙を行う意見。2 年以内の在任特例を適用する意見。概ね 2 つの意見であった。この意見を踏まえて再度各議会に持ち帰り議論をすることとなっていたので、各町村議会での協議結果について報告を求める。

畑山副委員長（伊野町）：4 月 24 日に議員協議会を開催し話し合われたことにつき、決定事項ではないが報告する。

在任特例を適用する場合は 2 年いっぱいとするという意見と、1 年以内という意見があった。どちらも議員報酬については現町村の議員報酬額をそのまま延長して使う。

在任特例を適用しない場合の意見は設置選挙については、人口に比例しない方法をとるという意見と、全町一区制で行うという意見の二つの意見があった。

定数については次回の議員協議会で話し合う、と報告。

黒石委員長（吾北村）：4 月 21 日午前 10 時から議員協議会を開催し、その検討結果について報告する。

まず、合併特例法の選択肢について、在任特例を選択するという方法。期間は 18 年 5 月であった。したがって設置選挙という声はなかったので定数については協議されていない。

和田副委員長（本川村）：4 月 10 日に全員の議員のなかで 4 月 9 日の小委員会の説明をした。その中で、10 名中 8 名は在任特例を適用する。2 名については設置選挙という考えが有るが、人数的なものよっての設置選挙であると報告。期間については 2 年以内で、2 回の当初予算で概ね 18 年 5 月前後であろう。

黒石委員長：報告を踏まえて、議員の定数、任期、選挙区について協議を行う。意見はないか問う。

西川委員（伊野町）：それぞれの議会の報告を聞いたが、少し疑問点がある。政治に対

して愛想を尽かしている。最近の選挙の結果でもはっきり現れている。小委員会も、協議会も住民の視点に合わせて、論議してほしいというのが、住民の圧倒的な声である。新聞にも出ているが就職も出来ない、リストラをされている、というような家庭をあちこちからも聞く中で、住民の視点に合わせて論議してほしい。

議員は住民の代表であるのであるが、委員会を開き意見を持ち寄るだけでは住民は納得がいかない。合併の趣旨とか、目的とかは行財政の効率化それをはかるために3町村が三役、あるいは議員等の削減また役場の職員、管理職の問題、そういうことが人件費の削減になり、地域住民への福祉へ充てられるということになる。

合併の一番の目的は行財政の効率化であることから、在任特例を利用した場合、利用しない場合の費用がどうなるのか考えてもらいたい。仮に41名の議員が2年間つとめられた場合、報酬その他の経費が加算される。26名という声もあるが、24名程度が妥当であると思う。議場の確保、設営費にも莫大な費用がかかる。これらの費用は住民の尊い血税の中からいただかなければならない。

このようなこと全てを照らし合わせて、再度住民の声を聞き検討し直してほしい。特例法を適用すれば莫大な費用を出費するというのを、全住民に知らして、住民の納得を得た上で、結果を出してほしい。

浜田委員（伊野町）：議長より報告があったが、伊野町議会の中では意見が分かれている。原則として、在任特例を適用すべきではないという立場をとっている一人である。合併の目的は何であるのか基本に立ちかえれば、本来原則を適用して議員定数についても検討すべきである。

議論の中でいろいろ不安もある。設置選挙をすることによって不安が顕在化してしまうのではないかなど、もう少し議論をすべきではないかと思う。逆にいえば在任特例を適用する必要性があるのか、もう少し合理的に慎重に検討すべきであると思う。その結果、在任特例という制度がある訳であるから適用すべきであるのならばそれでもよい。そうでなければ原則通りできればよいという考えである。

まず、在任特例が2年以内であるが、2年先を前提にして議論するのではなく、原則がありきということから議論をスタートして考えていくべきである。しかし、状況によっては必要最低限度、特例を活用することも検討することもしかるべきであると考えている。

具体的にいうと合併後の予算づくりに我々が加わって見届けたい。これは個人的な心情である。ところが2回の当初予算をつくらなくてはならないという論議は、どうして1回ではいけないのかわからない。納得できれば特例を適用すればよい。予算を執行した後もそれを議員が見守らなくてはならない。一個人が見守るのではなく議員が見守らなくてはならない。それは新しい議員でも出来る、と思う。

まず原則にたって、原則で何が問題になるのか一つ一つつぶしていく。時間的余裕もないし、それはできないかもしれないが、方法論としては合理性のある段階で認められている特例を最小限利用する、活用するという、こういう姿勢をとることが合併の本来の目的に合致すると思う。

従って吾北村、本川村は在任特例をフルに活用する意見が圧倒的に出ているようであるが、なぜそれが必要なのか分かるように説明をしていただきたい。伊野町議会の少数派の意見があったので代表して主張した。

筒井（幹）委員：この間の事務局長からの依頼に基づいて議員協議会を開催したわけで

あるが、そのときの明確な協議事項の内容であった。1番が合併特例の選択肢について、2番目に在任特例を選択した場合の住民への説明理由、3番目に人口に比例しない定数を選択した場合の住民への説明理由このような3つがあったが、2番目の在任特例を選択した場合の住民への説明理由というのが、それぞれ各町村からまだ報告されていないと思うが、それぞれその報告を出していけば、それぞれの町村の考え方、選択した場合の説明が出てくるのではないだろうかと思うので、議長取り計らいを願う。

黒石委員長（吾北村）：ただいま、浜田委員並びに筒井委員から、在任特例を選択した理由について述べよとの発言である。では伊野町の方より。

畑山副委員（伊野町）：伊野町は一つ一つの項目よりも、前の段階で先ほど浜田委員の発言したような意見もあった。それから在任特例を2年いっぱい適用しようという意見もあった。その中で浜田委員が発言したように、基本的には最初から合併をする方法については、原則を十分わかって、特例とはあくまで特例であるので十分わかまえて、それからこの話しを進めなければならない。在任特例を適用するかしないかの結論には至っていない。

黒石委員長（吾北村）：吾北村の方から報告する。議員協議会の中でももちろん色々な意見もある。西川委員の言われるような意見もあるが、協議した結果、次のような方針をうんだ。新町にスムーズに移行して行くには、各々の町村のもつ振興計画や、文化、伝統を生かしつつ新町の住民として慣れ親しみ、安心して暮らせる方向が定まるまで見届ける必要があり、在任特例を採用するのが最も適切な方法であるとの結論を得たということである。

本川村から報告を願う。

和田副委員長（本川村）：本川村の選択した意見、選択した理由であるが、小さい750人ぐらいの人口の村であるので、選挙した結果、議員の定数についても1名か2名になるかと思う。その中で住民の多くの方も心配や、不安をもっている。今の議員の身分をもっている時に巡り合わせた町村合併という大きな問題でもあり、合併するという結論でもあるので、将来を見届けるというか、2年以内という期間で法律上許されているので、見届けるというのが適当ではないかと思う。首長も本川村から出る可能性も少ないので、しっかりと見届けなければならないという結論である。

黒石委員長（吾北村）：今の報告その他を含めて発言はないか問う。

筒井（幹）委員（吾北村）：結論的なものは委員長の方より報告があったが、その話し合いの中で、今、年度替わりであるということで、それぞれ議員も各部落の年度当初の会へ招かれ、それぞれ合併の質問等が出、また議員もそれぞれに答えておるが、新町の合併したときの住民の不安は、新しい町への声が届きにくくなるのではないかと、こういった声が田舎では非常に多い。面積的には本川村が一番大きい。設置選挙をしても人数割では1人あるいは2人になる。吾北は6人、7人という割合になったときに、新しい議員も各町村単位で出たときに、仮に吾北の議員が本川村のすみずみまで分かっているのか、また伊野町の内容を把握しているのかと、このようなことを思った時に、新しい施策、町づくりを進めるうえには、知らない者が新しい町民の代表としてやっていけるのかどうか大きな問題になろうかと思う。合併をスムーズに進めるためには在任特例であるので、いつまでも続けるわけではなく、2年ということなので最小限度、勉強する期間を与えていただいて、合併に進んで

いくのが吾北村の全体的な声であると思う。

浜田委員（伊野町）：吾北村、本川村からの報告をいただいた訳だが、分かりにくいところがあるので、尋ねたいと思う。吾北村の方では合併しても各町村の振興計画とか、親しんできた文化こうゆうものを見届ける必要がある。従って2年の在任特例を適用するということであるが、そのことはよく分かる。

しかしながら振興計画や慣れ親しんだ文化などは、それに齟齬^{そご}をきたさないようにということで、今、協議会で将来構想とか、より具体化したものには新町の建設計画とかつくる必要があるので検討してつくっている。その中に十分ではなくとも不安を抱かない程度のものを織り込んでいかななくてはいけないと思う。それが前提だと思っている。

そういう観点からの心配はないわけではないが、それは仕方がない。心配していたら2年で解決することではないという不安も出てくる。2年の在任特例を適用することは非常に曖昧な位置づけになると思う。全く原則通りやらなくてはならないということではないと思う。幾ばくかの不安があればそれは多少緩和して、次へ譲るべきであると思う。

それを議員が見届けたいその気持ちは分かる。しかしいつまでもこの議員が見守らなくてもいいのではないか。新しい議員が見守ればいいのではないか。ただ問題は伊野町、吾北村、本川村の人口構成が違うので、どういう新しい議員の選出方法をとるかによって、偏りが今より出てくると思う。そのために民意が集約できない危惧の面がある。

しかしいずれにしても2年たてば原則に戻るわけである。可及的速やかにそういう体制に検討すべきであると思う。議員がいなくなるわけではない。今のこのメンバーの議員が将来まで見守らなくてはならないという必然性はないと思う。しかし個人的には見守りたいとも思う。

細川委員（吾北村）：手法を考えるとときにいろいろな選択肢、意見があるが、論議をされている経費節減、財政改革、住民サービスをはかっていく努力と言うことはよく分かる。経常経費を節減した分、投資の部分が増えてくると言うことは住民もよく理解していると思う。

伊野町、吾北村、本川村の方向性が決まったときに、10何カ所で会を開催し、だいつの会場に同行し、住民の生の声を聴いている。その中で経常経費と投資的経費の話は出たが、それよりも先から報告している内容であろうと思う。従来の村においても村民の声を行政へつないでいくパイプ役は議員であるということである。地域的に違いがあるかと感じる。少なくとも吾北村での従来のあり方は議員を通じた行政へのパイプであったわけである。特に合併後の生活に関わる部分、将来に関わる部分、こういう部分について不安があるのは確かである。

一例を挙げると浜田委員の発言にあったように、一方の小委員会で新町の振興計画を十分練り上げていくという話であったが、それもよくわかるが、しかし例えば村民の意向の中には、地域振興計画をそれぞれたてて進んできたもの、向こう5年間の計画をすべてそれぞれの本川、吾北、伊野のそれを拾い上げるのか、ピックアップするのではないかと、というような話しも出ていた。

いずれにしてもお金の部分だけで住民への説明ができるのか。決してそれだけではない。住民感情の部分も今まで知り得たことも叶えなくてはならないのではないかと

と思う。三町村の方向性が決まったときの説明会でも、色々な細かい数字のことは分からないと、ただその辺りのことは議員に任すというような声もあった。住民の声に応えるという意味では、合併に対しての議員の責任は重大である。対等合併という手法に住民は大変期待をしている。将来に向けて振興計画等がどうなるかという不安と、それに応えていくため、対等合併という前提を証とする為には在任特例を適用し、きちんとした方向性が定まったと、住民への安心感、新しい町への期待ができてくるのではないかと思う。

定数削減による経費削減は合併することによって、期間が限定されて、新町の将来には経費節減のルールが敷かれるが、お金の問題と住民の感情の問題を斟酌するところであると思う。在任特例を適用し、期間は2年とは言わないが、2回の予算編成をして将来の方向を見定めて、十分安心できる場所と申し上げたところである。前回の発言と重複するが、そんな思いで望んでいる。

伊藤委員（吾北村）：伊野町の浜田委員の話ももっともであろうと思う。吾北、本川の意見を十分聞いた上での、発言であったと思う。今回の委員会に結論ではないが、合併にあたっての吾北議会での意向が出てきたわけであるが、本来は確かに原則から考えれば、西川委員あるいは浜田委員言われたように、何の為の合併なのか、ということからいうと趣旨はよく分かる。

ただ私どものような小さな村においては、村民からの声も直接聞ける面もたくさんあるし、先ほど筒井委員から発言もあったが、色々な部落会を通じて議員定数についても協議していただいた。その中で1年あるいは2年以内を使って、同じメンバーでいてもらいたいと、そして同じ席に三町村がたって、色々意見を述べるのが大事であるし、また議会というのはどうしても議決機関である、とういうことの観点も考えたときに、やはり現状のままで1年くらい、1回くらい、あるいは2回くらいは特例を適用すべきであるというような話しであった。

お金のことも必要であるが、やはり村民の声が反映される合併でなければ意味がないというふうに思うし、その村民の声を私たちは今回もこのテーブルにのせたということも、ご理解いただきたい。確かに原則にかえた場合、先ほど浜田委員が言われたような方法での、選挙が必要になると思うし、26名以内の原則にかえてやるということで、ゆくゆくはそうなるわけであるが、当初だけは本川村、吾北村の意向もおくみ入れいただいて、そういうふうな方向をとっていただきたいということである。

筒井（幹）委員（吾北村）：先ほど浜田委員から2年という定義というか根拠というか質問のようなかたちで発言があったと思うが、事務局に伺うが、特例の議員定数の2年間という根拠がわかっておればお聞きしたい。

事務局長：なぜ特例で2年を超えない範囲まで在任することができるかという意味については、事務局として調査していない。

西川委員（伊野町）：先程から各委員より貴重なご意見を聞かされておるが、私は今日いただいたアンケート結果を見せていただいたが、住民が今何を望んでいるかということをよくお考えになっていただきたいと思う。

有権者の皆さんによくお話を聞くが、新町の議員を私たちは選びたいと、今までの議員も立候補すればよい。そして、堂々と新町の議員として、我々も選びたいという意見である。議員も今おいでの方が、これでもうパッチをのけるということでは

ない。来年の10月には新町の町長が選挙になろうかと思う。その方の応援を今の旧町の議員さんが応援をするのは間違っていると思う。襟を正してきなさいと有権者は必ず言うと思う。自分たちが新町の議員によって町長を推薦しなさいという声が、各地で出ると思う。

金のことは言うなといわれるが、財布の中が大変さみしくなっている昨今であるので、そのことも含めて各地域の住民の方に掘り下げてご意見を聞いていただいて、それから結論を出すべきであると思う。

中平委員（本川村）：西川委員の方から襟を正して出てこいという意見がでていますが、私たち、また他にも立候補者が出くるとは思うが、本川の場合を考えてもらいたいと思う。よく出て2人ぐらいになるのではないかと思う。はたして2人出れるのかも分からない。村民の声が届かないのではないかという声があると思う。2年の特例を使って、2年いっぱいとはいわないでも、そのうちに上の人が下、下の議員が上のことも分かっていたらいい、それなりにやっていけるのではないかと思う。浜田委員もおっしゃたが、今の議員が見守らなくても新しい議員でとでていたが、やはり定数に関係があると思う。伊野町のように多いところはそれでいいかもしれないが、本川では今の議員ができるかぎりどうなるのか見守っていききたいという考えである。小さいところのことも考えてもらいたいと思う。

細川委員（吾北村）：事務局に問う。先だっていた行政制度検討調整方針（案）議会議員の定数及び任期の取扱いというこの資料の中で、先進事例というのを参考に載せている。6市町村が出ておるがこれは全部、合併の特例に関する方法を載せているが、引き続いて後ろを見ると、合併後1年間引き続いて新市の議会の議員として在任するというのが下まで続いているが、適用しないという先進事例は載っていないがいかがなものか。

事務局長：事務局のほうで、今までに合併をした町村をひきだして、その町村がどういう形で合併をしておるのか、議員定数の特例等について調べたところ、合併特例法ができて議員定数等の任期の特例を適用している町村の例が多い。最近合併をした静岡市、清水市についても在任特例を適用して、報酬については若干、伊野町の方から説明があったように旧市の報酬をそのまま摘要ということで、同じ市にありながら出身地の議員によって報酬が違うということも採用している。そのようなところもあるので、あまり設置選挙をやった数と、在任特例を使った数というのと在任特例を使った例のところが多いということである。

委員長：小休憩する旨宣告。

【休憩 午前10時56分～午前11時10分】

委員長：再開を宣告。

まず、事務局からアンケートについて説明を求める。

土居内班長：事務局のほうから本日お配りした町長、職員、議員等に対する意見ということで、アンケートに一部抜粋の部分についてのご説明させていただく。2月に住民アンケートといことで合併協議会の事務局で三町村の住民の方にアンケートの実施をしている。アンケートの対象者は伊野町は2,500人、吾北村が400人、本川村が

100人ということで、3,000人に対してアンケートを実施している。実際にアンケートに回答の分であるが、3,000のうち1,086の回答があっている。それぞれアンケートに中身については各項目ごとに選択肢を選んでいただく方法と、自由意見欄ということで、自由意見欄は夢やアイデア、期待する施策・事業、合併についての意見、この3つの自由意見欄を設けていて、その中で約785ほどの意見があがってきている。これは簡単に意見を書いているところと、1ページくらいいろいろな意見を書いている方、様々である。

その中で今回町長、職員議員に対してのご意見を抽出させていただいた。全文については後日郵送で送らせていただくが、かなりの枚数になっている。自由意見欄だけでも60ページくらいになる。

確かにこの部分については職員、議員についての意見であるが、先ほどより議論が出ている本川村、吾北村の住民の方から切り捨てられるのではないだろうか、不安についてもかなりの意見があがってきている。今回はその部分については抽出ができていないが、後日、全体の分を送らせていただく。

アンケートの回収の内訳については、伊野町が2,500に対して818、吾北村が400に対して198、本川村が100に対して50の回答になっている。

基本的には全部公開する予定である。

筒井（幹）委員：固有名詞を出しているというのはいかがなものであるか。

土居内班長：情報開示方法とかそういった部分があるので事務局と各町村のほうで検討して、出し方については留意したいと思う。事務局の方に配慮が足りず申し訳ない旨謝罪する。

細川委員（吾北村）：これはいろいろな意見があるかと思うが、この部分は削除して情報公開すべきと考える。

黒石委員長：皆さまに今回配布しております調査票については、後ほど回収して、別のものをまわすということで異議がないか問う。

（異議なしの声多数）

黒石委員長：これは回収させていただく。

ただいま事務局からアンケートの結果について報告があった。回答された方818、198、50ということであるが個人的な名前がはいっているということからこれは回収する。これらの件、その他についてすでに小委員会は全体会に対して答申を出すべき時期が近づいている。前向きな方向性を見つけ、何らかの方向性にこぎつけられればよいが、皆様のご意見をいただきたい。

川村（茂）委員（本川村）：本川村の和田副委員長からも在任特例を適用するといった方向に進んでいるが、私は反対をした1人である。やはり浜田委員、西川委員の意見もよくわかるわけであるが、やはりなぜ今、合併をするのか、原点にたってもう少し議論をしていかなければ住民の方に批判を浴びるのではないかと、このように思うので、区長さんとか色々な意見も集約して、ここで集約するのではなくて、議論する場がほしいと思う。

畑山副委員長：伊野町のタイムスケジュールであるが、一応6月にこの小委員会の答申を全体会に出すということになっているので、伊野町ではこの小委員会が終わってその後に、日程を合わせて議員協議会を開くということで、とにかく回数を重ねて協議していこうとしている。なるべくタイムスケジュールにあわせた中で、綿密に

話してできるだけ伊野町の議会の統一を図っていきたいと思う。5月にまとめて6月に出したいと思っている。

黒石委員長：これが設置選挙でこれが小選挙区制ということになれば、人数の問題がある。それらを含めていつまでに可能か問う。

川村（茂）委員：再度申しますが、一応対等合併であるので、伊野町のスケジュールもあるだろうが、メリット、デメリットも勘案した中で結論を出していかないとならないと思う。皆さん全員の在任特例の方向に進めば異論はないが、しかしそうやって議論があるということはしかり受け止めて、議論をしてよい結果のほうにもって行かなければならないと思う。確かに6月の方向付けもけっこうであるが、重要な案件については議論を詰めるべきであると思う。

細川委員：協議会への答申については、この前事務局から5月にあげてくださいと話しがあつたと思うがどうか。

土居内班長：協議会のほうから3小委員会に対して答申の時期としてお示しさせていただいている分で、当小委員会については5月に答申をとということをお願いしている。どうしてもこの時期までにまとまらないということであれば、必ずこの時期にしないではないと、十分論議が尽くしていなければ答申の時期を延ばすということは可能だと思うので、議論をいただいたらと思う。

畑山副委員長：本川村、吾北村に伺いたいですが、議員活動のあり方だが、伊野町の議会の発言を聞いていると地区の要望とか、全体の要望とか様々ある。伊野町には区長連合会があるが、各地区の区長さんが要望を執行部の方へあげていくということがあつる。議員にも頼むことがあるが、地区の要望とか、議員活動こういう状況はどのようにされておるのか伺う。

黒石委員長：ただいまの畑山副委員長からの質問であるが、新町建設計画について当然審議するであろうから地方が捨てられることはないだろう。その計画の中にしっかりと入れておけばよいという発言もあつた。今回すべての委員が出ている、地方が捨てられるとか、置き去りにされるとかということについて、果たして新町建設計画にのせた案件、あるいは今それぞれの町村がもっている振興計画が新町で、全部取り上げられて100%予算にのるのかどうかということ、お金の問題があつて非常に疑問である。住民から陳情要望があつておる事業全部を満足するのは難しい。どうするかということ議員たちががんばれと、でなければ我々地方は見捨てられるかもしれないということについて、議員に対する予算審議とかこれからの振興計画とかについて、大きな期待がある。

和田副委員長：本川村も伊野町と同じようになるかと思うが、個人的にいち住民から伺って出てくることもあるし、団体からの直接のものは、執行部の方で区長会なりを持っているのであまりない。後は委員会活動ぐらいである。

畑山副委員長：伊野町の議会では20名中議長を除く19名の中、17名が登壇して、地区の要望、それぞれ自分の考え方について、質問したわけである。本川村、吾北村の議会での執行部に対する質問の案件、それぞれの議員の活動の中で日頃執行部に対しての話もあるだろうし、全体の話しもあるだろうと思うが、伊野町では議員活動を議会の場で発表している。吾北村、本川村ではどのようにしているか。

曾我部委員（本川村）：傍聴のことであるが、定例会、臨時議会、委員会条例で定められている特別委員会とか、その他委員会について傍聴出来ると思うが、議員協議会

で傍聴できるというところはあるか。議員協議会は正規の議員活動ではないと思うが、傍聴できるか問う。

畑山副委員長：傍聴を禁止はしていない。

曾我部委員：禁止をしていないということは傍聴できるということですね。議員協議会で発言することは正規の議会活動でないのに住民に伝えたりすることに、また発言することに定例の議会で発言できないことも議員協議会で発言できるということでそれはあまりよくないのではないかという話を聞いていたが、傍聴できるということは結構なことである。

黒石委員長：ただいま畑山副委員長からのご質問であるが、例えば先だっの3月定例議会ですいぶん政策提言が出された。一般質問で政策提言が出され、一般質問後の議員活動を知る限りでは、例えば県庁本課の担当職員に説明を聞きに行き、陳情するだとか、あるいは色々な民間団体やボランティア団体に質問をした担当議員が要請をして、例えば内容にふれてその内容を村内の視察にきていただき、しかるべき処置をとるだとか、という議員活動はしている。

畑山副委員長：私が聞きたかったのは、皆さんが住民の合併についての不安ということで、日頃から接しておられて十分聞かれておるということで、やはり議員である以上、地域の要望、それぞれ個人の要望も聞かざると思う。執行部へ対する要望、また他のところの要望もあると思う。どれだけ地域の住民の方がどこまで議員に頼んであるのか、そういうところまで知っておきたい。

先ほど出たように区長さんが要望を出すようだが、区長と議員との区別も必要だと思うので、地区の住民の方の要望に対するとらえ方、また議員としてまとめて出す方法もあると思うが、一番心配されている住民の方の不安をどういうふうな方法で解決するのか、もう少し区長会を活発化して議員活動と区別をするのも必要であると思う。各地区の要望も聞いてやはり議員としての住民に対する責任感、安心感も必要であると思う。

西川委員（伊野町）：小委員会が終わって、また堂々巡りになって平行線になるので、結論的な方法をどうするのか。

黒石委員長：採決というようなことは極力さけたいと思うが、何らかの意見は我々は答申をしなければならない。中途半端な答申を出しても全体会のほうで困るのではないか。

筒井（鷹）委員（吾北村）：在任特例を適用するか、設置選挙にするかと賛否両論の意見があったわけであるが、黒石委員長がいうとおりこのままでは多数決をとらざるを得ないが、合併の基本としては伊野町から発言があったとおり、設置選挙が望ましいかもしれない。しかし在任特例を適用したいと議員間の意見であった。設置選挙は人数に問題がある。本川村にしても吾北村にしても人数の問題であると思う。在任とすれば新町が安定するまで見届けたいという住民の意向が大きいと思う。このままでは西川委員が発言されたとおり、結論が出ない。もう一度在任特例がなぜ必要なのか、今後設置選挙についても人数をどのように考えているのか、小委員会としてどのようにすれば妥協点がみいだせるのか、そういうところも具体的に話し合わなければ結論が出ないと思う。

次回このようなことを重点的に話し合いをしたい。多数決をとるとしこりが残る。双方が歩み寄りをする。次回は設置選挙についても議論をしたい。6月には答申を

しなければならないということなので、このことを考慮して議事を進めていきたい。
伊藤委員（吾北村）：いろいろ議論されているが、吾北村の場合は前回の時から在任特例を適用したいとしている。設置選挙という方法もあるが、吾北村としては最初の報告にもあったが設置選挙の検討なしと、在任特例でいくと結論めいたものが出ている。

筒井（幹）委員：吾北村としては方向性としては筒井委員発言のあったとおりであるが、どの市町村も財政がきびしい。この中で合併ということも浮上し、それぞれ伊野町の発言もわかる。

ただし、議員の報酬のみならず、固定資産税とか、保育園の問題とか、色々それぞれ今から一つになるので、村の負担が増える。保育料をあげると本川村は500円である。当然これでは収まらない。介護保険料にしてもそれぞれ違う。一つの町で料金が違うということはないと思う。それぞれ痛みを分かち合うということもご理解願いたい。よりよき方向に進んでいってほしいと思う。

本川村、伊野町が在任特例を適用すると、伊野町は最終的な結論は出ていないが、それぞれの話しの方向性の報告があったように思う。本川村、吾北村の意見も十分審議を尽くしていただき、次回は結論を出して一本化していただければと思う。

川村（茂）委員：筒井委員の意見ももっとだと思うが、今は在任でいくのか、設置選挙をするのかの議論であると思うが、比例にしない設置選挙にする方向の人員のことで議論をした方が、在任にするのか、設置選挙にするのかによって方向性が若干違ってくるのではないかと考える。人員の割り振りも検討の課題ではないだろうかと思う。

西川委員：吾北村の2名の筒井委員さん、伊藤委員さんは2回の議員協議会で結論づけていると、ご意見であったが、果たして議員は住民の代表であるので、これを決定したならば住民はこれに従っていただけるものと、吾北村の意見を承ったが、それではこの小委員会の結論は何ヶ月先になっても出ないのではないかと、思う。畑山副委員長が発言したように伊野町には区長会もあり、近いうちに総会も開かれるという意見も聞いたし、私のところへも何人かの電話もあり、軽々な結論を出さないでほしいと、今の我々の痛みを新町の議員からくみ取ってほしい。こういったご意見がたくさんあるので協議会で結論づけたからとかいうような、強要はしないように、民主的な方法でこの小委員会というものが結論づけていただきたいと思う。仮にこれで特例法を適用されると、1年後、2年後ということになって特例法を使った場合は今度は全体的な有権者数の比例で人数を設定をしなければならないという、法的になっておるといふことになってくると、現在の本川村の10名の議員の意見も分かるが、1年後に総選挙したときに、有権者数の比率になるので、これはびっしりと決められる。1名ということになったときに、住民の方々が知らなかったと。それよりも特例を使わずに、1回目は本川村へ、吾北村へ定数を十分理解を得られるか分からないが譲歩して、それから2回目はどのようになるか分からないが、対等合併であるので、満足のいけるような人数を与えて、小選挙区ということができるが、有権者数の比率ということになるのではないだろうか。最悪の事態が生まれるので、なんとかお互いに吾北村も、本川村も過疎対策に十分な人数を伊野町の議員が譲歩してあげて、円満に解決する方法がいいのではないかと思います。そういうことも含めて、次回には持ち寄りをいただきたいと思う。

畑山副委員長：本川村、吾北村に伺いたいが、伊野町の議員協議会の中で出た意見として報告をしたが、議員報酬の件であるが、在任特例を適用した場合、現在の各町村の議員報酬をそのまま使うという意見も出ていた。それに対する各委員の話し合いを具体的にしたのかどうか。

筒井（幹）委員：吾北村はそのような話しはしていないが、同じ町で旧町村単位での議員報酬というのはできるのか。

事務局長：全国の例の中にもある。制度としては一国二制度という制度がある。一つの国の中に二つの制度があるという考え方である。先般の静岡市と清水市が在任特例を適用し合併をしたが、それぞれの旧市の報酬である。新しい首長ができたのでその下で、統一を図ろうということで現在市の中で協議されているという状況である。

浜田委員：事務局に伺う。在任特例を適用しているところで、任期を2年フルにとっているのか、それともまちまちであるかその辺の実態が分かる資料はあるか。

事務局長：だいたいまちまちである。法律的に2年いっぱいとするのではなく、合併した市町村の事情によってまちまちになっている。

畑山副委員長：前回の小委員会の時、持ち越したとき、各町村の住民の方の意見を聞いて、それを元にして発表願いたいということであったと思う。伊野町としては区長会が近々総会を開く。そういう中で話が出ると思うので、そういう意見を聞いて伊野町の結論を出したいと思う。

黒石委員長：本日の会での結論は出なかったので、次回に持ち越すがよろしいか問う。
（異議なしの声多数）

黒石委員長：委員長の不手際で方向性を決定することができなかった。今日の意見の集約としては、在任特例を選択するという意見の方が委員の数としては多かったと思う。しかし設置選挙を適用するという意見もあった。そのために持ち帰ってという意見であるが、今後において、設置選挙で小選挙区で十分に譲歩した人数割りをという意見もあった。次の機会には是非とも本小委員会が方向性を見だし、協議会の方に報告したいと思う。従って、今日午後の協議会については小委員会としての明確な報告は出来ないかと思う。

井上委員（伊野町）：報酬について各々でいくのか、新町の報酬でいくのか、それによって意見もあるので話し合いをしていただきたい。

黒石委員長：個人としては一番安いとことに合わすのが今の皆さんの意向からすれば妥当だと思う。

井上委員：それぞれの意見を聞きたい。

次長：お手元の参考資料で「ちょっと教えてQ&A」での訂正がある。P2の「人口1万以上2万未満の町村」とあるが、「人口2万以上の町村」と訂正願う。

事務局長：次回開催についての日程は追って連絡をする。

委員長：閉会を宣言。

【5 閉会 午後0時05分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

署名委員

署名委員